○厚生労働省告示第百八十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十四年度以前の年度の予算に係る補助金等の交付に関する事務（平成二十五年度以降の年度に繰り越された補助金等の交付に関するものを除く。）については、なお従前の例による。

平成二十五年五月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の補助金等の名称の欄中「財団法人結核予防会」を「公益財団法人結核予防会」に、「財団法人放射線影響研究所」を「公益財団法人放射線影響研究所」に改め、表の（項）沖縄保健衛生施設整備費の項の前に次のように加える。

（項）	社会保障等復興政策費	岩手県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令 十三　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十四　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十五　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十七　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
（項）	社会保障等復興事業費	宮城県	
（目）	保健衛生施設等災害復旧費補助金（都道府県及び指定都市等に係るものを除く。）	福島県	
（項）	社会保障等復興政策費		
（目）	保健衛生施設等災害復旧費補助金（都道府県及び指定都市等に係るものを除く。）		

○厚生労働省告示第百八十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、平成二十五年五月十四日をもって同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

医療機器の名称	植込み型補助人工心臓
予定される使用目的、効能又は効果	本システムは、不可逆性の末期的重症心不全患者で、心機能低下により死亡の危険性が高くなっている患者に、心移植までのブリッジ使用も含めた長期的な血液循環維持を目的として使用される。
届け出た者の氏名又は名称及び住所	エドワーズライフサイエンス株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目十番一号

○農林水産省告示第千七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字爪ノ平二五一三の八、字箸立二五七一の七、二五九三の九、二五九三の一〇から二五九三の一二まで、字荒平二六〇二の二七、二六〇三の三、二六二四の二、字彦道二七〇七の六、二七〇七の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県瀬戸市白岩町六の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市上粕尾字荷附場一〇八六の一八、字会所平一〇八八の一三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年五月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字横根一五〇五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）